

須賀川市耐震改修促進計画



令和4年度～令和12年度

須賀川市

目次

はじめに	1
第1章 計画の概要	
1 計画の目的・位置付け	2
2 計画の期間	2
3 計画の対象建築物等	2
第2章 建築物の耐震化に関する目標	
1 住宅	4
2 特定建築物	5
3 市有建築物	5
第3章 建築物の耐震化を促進する施策	
1 基本的な取組方針	7
2 耐震化の促進を図るための環境整備	7
3 耐震化の促進を図るための支援策	8
第4章 建築物の減災化を促進する施策	
1 減災化の基本的対策	10
2 ブロック塀等の安全対策	11
3 被災建築物の応急危険度判定実施体制の強化	11
第5章 建築物の耐震化等に関するその他の取組	
1 耐震改修促進法による指導の実施	12
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	12
3 他所管行政庁との連携	13
資料編	14

はじめに

我が国は、世界でも有数の地震大国と言われ、首都直下地震、南海トラフ地震など巨大地震発生の切迫性が指摘されており、本市周辺においても、宮城県沖地震の発生が高い確率で予想されているなど地震災害への対策が重要な課題となっています。

過去の大規模地震を振り返ると、平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）は、マグニチュード（M）7.3、最大震度7という都市直下型地震であり、倒壊した住宅・建築物等が6,434人ももの尊い生命を奪っただけでなく、多くの人々の避難や救援・救助活動を妨げ、被害を拡大させました。

その後も、平成16年の新潟中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越中地震、平成20年の岩手・宮城県内陸地震など近隣県を含めて大規模地震が頻発し、平成23年3月11日には、東北地方太平洋沖地震が発生しました。

この地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード（M）9.0の地震で、本市も含め福島県など4県で震度6強以上を観測し、およそ2万人近い死者と2,500人を超える行方不明者を出すなど、自然災害としては戦後最大となる甚大な被害（以下、本計画において「東日本大震災」という。）をもたらしました。

そして、10年後となる令和3年2月には、福島県沖でマグニチュード（M）7.3、最大震度6強の地震が発生し、さらにその翌年の令和4年3月にも、マグニチュード（M）7.4、最大震度6強の地震が発生し、本市においても再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けました。

このように、地震は、いつ、どこで発生するか分からず、我々の身近なところで起こる避けることのできない事象であることから、様々な分野で地震発生時の被害を可能な限り軽減できるよう、平時から十分に備えておくことが極めて重要であり、建築分野においては、住宅・建築物の耐震化や減災化を計画的に進めていくことが必要です。

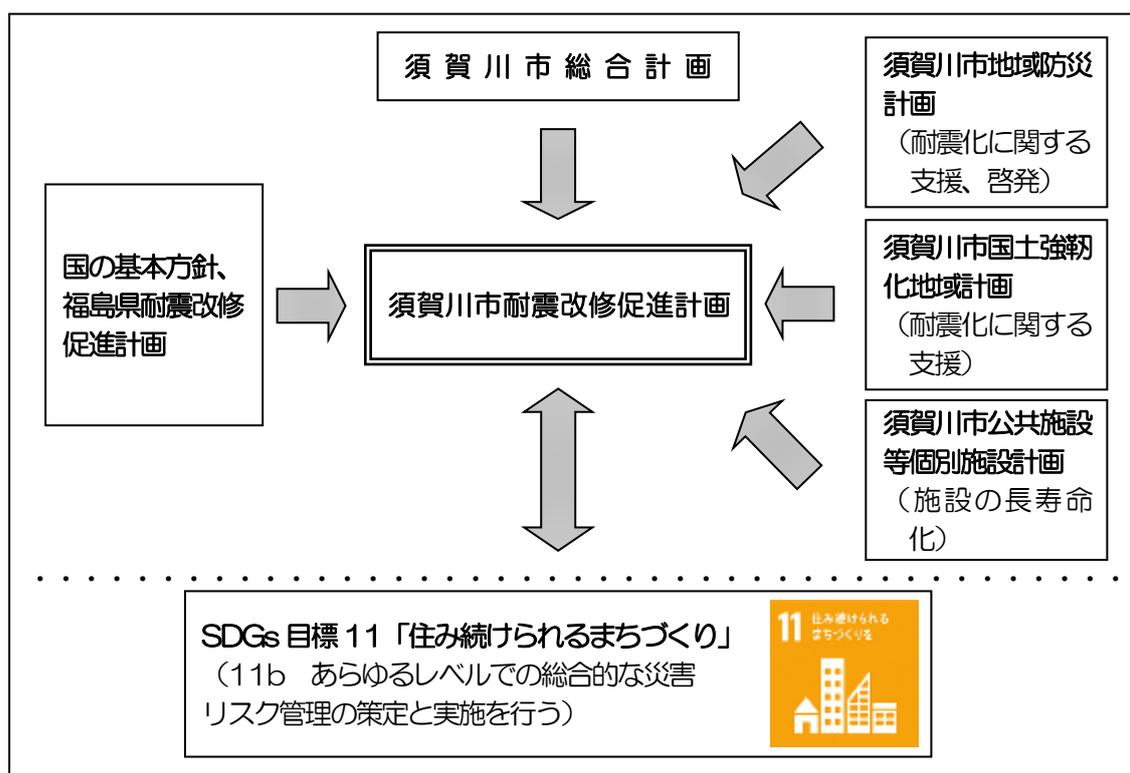
本計画は、本市が住宅・建築物の耐震化を促進していくための基礎となるものであり、耐震化に係るこれまでの取組状況や社会情勢等の変化、国が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針、福島県耐震改修促進計画の内容などを踏まえながら、これまでの計画に必要な見直しを加えた須賀川市耐震改修促進計画となります。

第1章 計画の概要

1 計画の目的・位置付け

本計画は、旧耐震基準で建築された既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的とし、耐震改修促進法の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針として策定するものです。

なお、計画策定にあたっては、「須賀川市総合計画」の政策に基づき、「国の基本方針」「福島県耐震改修促進計画」「須賀川市地域防災計画」「須賀川市国土強靱化地域計画」及び「須賀川市公共施設等個別施設計画」を踏まえるとともに、SDGsとの整合性を図ります。



2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和12年度までとします。

なお、本計画は、耐震化に係る取組の進捗状況や社会情勢その他の環境の変化等を勘案し、必要に応じて内容を見直します。

3 計画の対象建築物等

本計画では、建築物の用途、規模、構造等を踏まえ、震災時における必要性や緊急性を勘案し、優先的に耐震化を図るべき建築物等として、以下に示すもののうち旧耐震基準（昭和56年5月31日までの基準）により建築されたものを対象とします。

なお、住宅及び建築物の耐震化を図る区域については、市内全域とします。

(1) 住宅

市民の生命・財産を守ることはもとより、倒壊による被害を減少させるため、耐震化を促進し

ていきます。

(2) 特定建築物

多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものであり、その用途・規模などから耐震化を促進します。(P17資料編「2 特定建築物」参照)

(3) 防災上重要建築物

福島県の「既存建築物総合防災対策推進計画要綱」により耐震化を進めてきた以下の建築物のうち、特定建築物に該当しない規模のものであり、災害時には重要な役割を担う施設であることから、耐震性能の向上を図ります。(P18資料編「3 防災上重要建築物」参照)

(4) 小規模建築物など

上記以外のマンションや小規模な建築物についても、市民の生命・財産を守り、被災地域の減災化を進める観点から、耐震化を促進していきます。

(5) 市有建築物

公共施設は、災害時の活動拠点となり、多くの市民が集まることから、耐震化を積極的に推進します。

(6) ブロック塀など

倒壊により避難の妨げにならないよう、地震時の安全対策の強化が特に求められるため、避難所等の周辺で指定した区域に存する道路沿道のブロック塀などの耐震化を図ります。

第2章 建築物の耐震化に関する目標

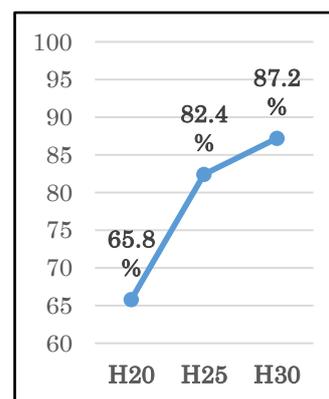
本計画で優先的に耐震化を図る建築物とした「住宅」、「特定建築物」及び「市有建築物（特定建築物及び防災上重要建築物に限る）」について、耐震化の現状の把握と耐震化の目標を設定し、計画的な耐震化の促進に努めます。

1 住宅

(1) 耐震化の現状

平成30年住宅・土地統計調査によると、本市の住宅総数26,430棟のうち、23,054棟の住宅が耐震性能を有すると推計され、3,376棟の住宅の耐震性能が不十分と推測されるため、**現状の耐震化率は87.2%**です。

なお、耐震性能が不十分と推測される住宅は、平成25年の住宅・土地統計調査での4,440棟から、5年間で1,064棟減少し、耐震化率も82.4%から4.8ポイント向上しています。



住宅の耐震化の推移

(2) 耐震化の目標

地震による被害を軽減させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があります。本市では、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%、令和12年度までに概ね解消することを目標とします。

目標を達成するためには、今後9年間で住宅3,376棟について耐震化を図る必要があります。

表1 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標（平成30年 住宅・土地統計調査による推計戸数）

区分	昭和56年以降の住宅数(棟) ①	昭和55年以前の住宅数(棟)②		住宅総数(棟) ④ (①+②)	耐震性能有住宅数(棟) ⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) ⑤/④	耐震化の目標(%)	
		うち耐震性能有③					令和7年度末	令和12年度末
住宅	20,760	5,670		26,430	23,054	87.2	95	概ね解消
		2,294						
	15,470	5,340	20,810	17,467	83.9			
木造	5,290	1,997		5,620	5,587	99.4		
		330						
非木造		297						

※ 調査棟数は、併用住宅・集合住宅も含めた数値とした。

※ 住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分。表中の木造数は、統計の木造及び防火木造の合計。非木造は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他の合計。

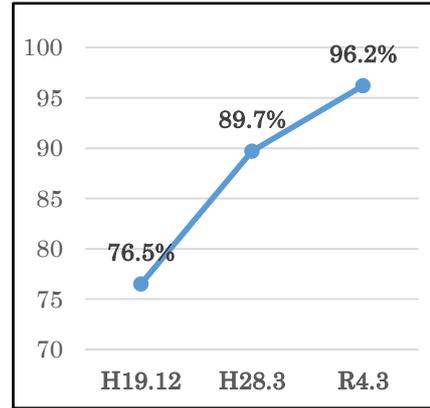
※ 昭和55年以前の住宅のうち、耐震性能有の戸数は、県全体の耐震性が確保されている率を乗じて得た戸数とした。

2 特定建築物

(1) 耐震化の現状

本市には、令和4年3月末現在、特定建築物が総数185棟存在し、このうち178棟の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、7棟については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあるため、**現状の耐震化率は96.2%**です。

なお、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にある特定建築物は、平成28年3月末現在の19棟から、5年間で12棟減少し、耐震化率も89.7%から6.5ポイント向上しています。



特定建築物の耐震化率の推移

(2) 耐震化の目標

特定建築物については、国又は県が所有するもので97.7%、市が所有するもので100%と概ね解消されており、新たな目標は設定しませんが、残された一部の建築物について、適切なフォローアップを実施していきます。

表2 特定建築物の耐震化の現状と耐震化の現状 (令和4年3月末現在)

区分	昭和56年6月以降の建築物数(棟) ①	昭和56年5月以前の建築物数(棟) ②		建築物総数(棟) ④ (①+②)	耐震性能有建築物数(棟) ⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) ⑤/④	耐震化率の目標(%)
		うち耐震性能有 ③					
特定建築物	146	39	32	185	178	96.2	—
国・県等	24	20	19	44	43	97.7	
市	67	12	12	79	79	100.0	
民間	55	7	1	62	56	90.3	

3 市有建築物

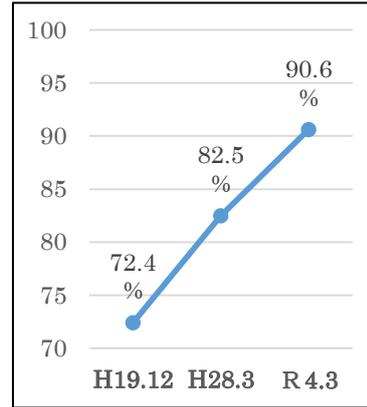
本計画で優先的に耐震化を図る建築物として掲げた特定建築物及び防災上重要建築物については、公共建築物の割合が高く、市有建築物も多数存在します。

これらの市有建築物が地震発生時に担う役割は、防災拠点施設や避難施設など重要な施設であり、施設の機能を確保する観点からも率先して耐震化に取り組む必要があることから、市有建築物のみで現状の把握と目標の設定を行います。

(1) 耐震化の現状

優先的に耐震化を図る市有建築物は、総数191棟存在し、このうち173棟の建築物については、耐震性能を有することを確認しており、18棟については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあり、**現状の耐震化率は90.6%**です。

なお、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にある市有建築物は、平成28年3月末現在の44棟から、5年間で26棟減少し、耐震化率も82.5%から8.1ポイント向上しています。



市有建築物の耐震化率の推移

(2) 耐震化の目標

地震発生時における防災拠点施設・避難施設としての機能確保及び居住施設として居住者の安全を確保するために、市有建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があります。これらの建築物の耐震化率を令和7年度までに概ね解消することを目標とします。

目標を達成するためには、今後4年間で18棟について、「須賀川市公共施設等個別施設計画」を踏まえながら、対処していきます。

表3 市有建築物の耐震化の現状と耐震化の目標 (令和4年3月末現在)

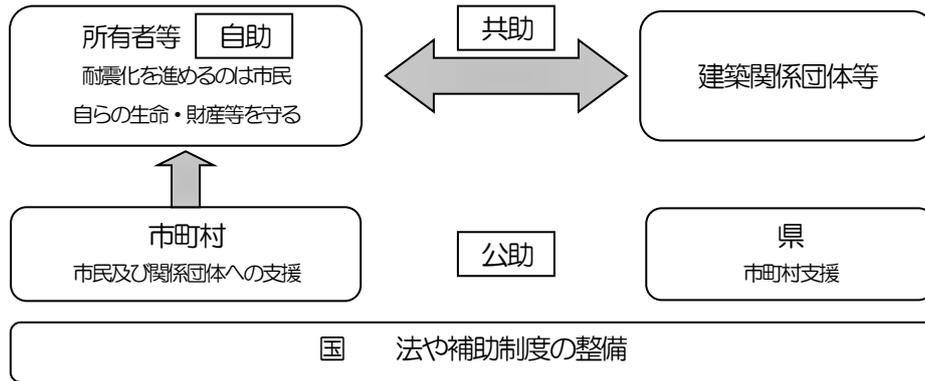
区分	昭和56年6月以降の建築物数(棟) ①	昭和56年5月以前の建築物数(棟)②		建築物総数(棟) ④ (①+②)	耐震性能有建築物数(棟) ⑤ (①+③)	現状の耐震化率(%) ⑤/④	耐震化率の目標(%) 令和7年度末
		うち耐震性能有③					
市有建築物	114	77	59	191	173	90.6	概ね解消
特定建築物 (耐震改修促進法第14条第1号)	67	12	12	79	79	100.0	
防災上重要建築物	47	65	47	112	94	83.9	

第3章 建築物の耐震化を促進する施策

1 基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が自らの問題・地域の問題としての意識を持って地震防災対策に取り組むことが必要不可欠です。

市は、こうした所有者の取り組みに対し、耐震化に関する啓発や相談への対応、耐震診断・改修費用の一部助成などにより、福島県や関係団体などと連携しながら、耐震化を促進していきます。



2 耐震化の促進を図るための環境整備

市民が安心して住宅や建築物の耐震化を実施できるよう必要な環境を整備します。

(1) 相談への対応

近年、耐震改修を名目に悪質な詐欺被害が発生していることを踏まえ、市民が耐震化に対して不安をもちず円滑に進められるよう、市建築住宅課が窓口となり、耐震化に関する様々な相談に対応していきます。

また、耐震化に関する技術的・専門的なことや、家具の転倒防止等の減災化に関することについては、必要に応じて福島県や関係団体など連携して対応していきます。

(2) 市民への啓発活動

木造住宅の耐震診断、耐震改修に関する支援制度について、市の広報誌やホームページにより広く周知するほか、建築物の耐震化に関するパンフレットを建築物防災週間に合わせて窓口を設置するなど、市民への情報提供と耐震化に対する意識の向上に努めます。

(3) 耐震マーク表示制度の活用促進

建築物は、その耐震性の有無を外観から判断することは困難であることから、耐震性の有無がしっかりと認識されないまま、利用される現状にあります。

耐震改修促進法において新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」制度では、耐震認定マークの表示が可能となり、耐震性があることを容易に確認できるようになったため、本制度が広く活用され、耐震性確保が促されるように、建



耐震マーク表示制度

建築物の所有者や利用者等へ本制度の周知を図ります。

(4) 福島県及び関係団体との連携

耐震化を促進するためには、市と県及び関係団体とが連携し、それぞれの立場からの情報提供、啓発活動、相談対応などが必要不可欠であると考えます。

市は、県が地震対策を推進する目的で設置した「福島県建築物地震対策連絡会議」に参加するなどして、自治体間での情報交換等による連携に努めます。

また、官民を問わずさまざまな分野の団体から構成され、耐震化・リフォームの推進を目的として平成19年8月に設立した「福島県耐震化・リフォーム等推進協議会」を通して、関係団体との連携にも努めます。

(5) リフォームに合わせた耐震改修の誘導

費用の負担を軽減するためにも効率的であり、かつ、既存の建築物の有効的な活用にもつながることから、建築士会などと連携して積極的に情報提供を行い、リフォームの際は耐震改修も検討するよう呼びかけます。

(6) 耐震診断及び耐震改修の技術力向上

市内の建築士や大工・工務店の耐震診断及び耐震改修に関する技術力の向上を図るため、福島県が実施する講習会等への積極的な参加を呼びかけます。

(7) 地域との連携

地域の防災は、「自らの身の安全は自らが守る」が基本であることから、地域住民で構成されている自主防災組織に対して、避難所等への経路上に危険な箇所はないか、日ごろから点検するよう呼びかけるとともに、危険な箇所を発見した際は、市への情報提供を促すなど、地域と連携して防災対策に取り組みます。

(8) 耐震化に関する市の具体的な行動計画の策定及び検証

耐震化が伸び悩んでいる木造住宅のさらなる耐震化を促進するため、市が実施する具体的な取組内容を盛り込む「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、実施後はその結果について検証していきます。

3 耐震化の促進を図るための支援策

(1) 木造住宅耐震診断者派遣事業

「自分の家は、地震にどれだけ耐えられるか」を知るためには、まず、耐震診断を行い、住宅の耐震性能を確認することが必要です。

市では、木造住宅耐震診断者派遣事業（戸建木造住宅を対象とした耐震診断の補助事業）により、診断費用の負担軽減を図っています。

(2) 木造住宅耐震改修助成事業

耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅については、耐震改修工事により耐震性能を確保することが必要です。

市では、木造住宅耐震改修助成事業（戸建木造住宅を対象とした耐震改修の補助事業）により、改修費用の一部を助成しています。



耐震診断の実施例

耐震性が不十分と診断



耐震改修の実施例

(3) 木造住宅建替助成事業

耐震性能の確保が必要な住宅のほとんどが、築40年以上の老朽住宅であることから、「耐震改修」だけでなく「建替」についても、市地域防災計画に位置付けられた避難所の周辺で指定した区域に存する道路沿道の敷地内での建替に限り、費用の一部を助成するなど補助事業の拡充を図ります。

第4章 建築物の減災化を促進する施策

東日本大震災や福島県沖地震においては、建築物の天井や窓ガラス、外壁部材、屋根瓦など非構造部材の落下や屋外の建築設備の転倒等による被害が報告されました。

また、昭和53年の宮城県沖地震や平成30年に発生した大阪府北部地震においては、ブロック塀の倒壊により多数の死傷者がでました。

これらの被害を最小限にすること（＝減災化）は、建築物の耐震化と同様、地震から人命を守るために重要性が高いことから、減災化の促進についても図る必要があります。

1 減災化の基本的対策

(1) 天井等落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の天井部材等の落下を防止するための対策が重要であり、特に、避難所となる学校等で非構造部材の耐震化を促進する必要があります。

市では、県との連携により、建築物の所有者などに対して、大規模空間となる天井の状況を調査し、その結果の報告を求めるとともに、必要に応じて適切な落下防止対策を講じるよう指導します。

(2) 窓ガラスの脱落・飛散防止対策

窓ガラスの脱落や飛散は、居住者の負傷等の原因となることから、ガラス面への飛散防止フィルムへの貼付けや落下の恐れがある古い窓枠の改修等を促進します。

(3) 外壁部材等の落下防止対策

外壁部材や看板等の落下を防止するため、はく離や浮き、劣化による落下の危険性があるものについては、早期の補修を促します。



外壁落下の被害状況

(4) 屋根瓦の脱落防止対策

大規模地震時には、屋根瓦の脱落等の被害が広範囲で発生しており、東日本大震災や福島県沖地震でも、県内の一部地域でその復旧が停滞するなど、被災者の生活再建に大きな影響を及ぼした事例が多数発生しています。

このため、屋根瓦の被害防止に向け、くぎなどで緊結されていない脱落の危険性があるものについて、脱落防止対策を講じるよう指導します。



屋根瓦の被害状況

(5) 段階的な耐震改修

建築物全体の耐震化が困難な場合は、居住者の生命の安全を優先するための耐震性能を段階的に向上させる改修や、寝室・居間など居住時間が長い部屋の部分補強などについて、相談に応じながら改修を促していきます。

(6) 耐震シェルター等の設置

住宅等において耐震改修が行われていない場合でも、地震時に命を守るという観点から効果のある「耐震シェルター」や「耐震ベッド」の設置を促進します。

(7) 設備機器等の転倒防止対策

屋外に設置している電気温水器や自然冷媒ヒートポンプ給湯器の給湯タンクなどが、地震により転倒した場合、周囲の人などに危害が及ぶ危険性があるため、必要な転倒防止対策を啓発します。



設備転倒の被害状況

(8) 家具の転倒防止対策

家具の転倒等は、居住者の負傷や避難を妨げる恐れがあることから、家具の固定方法などの転倒防止対策を啓発します。

2 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の点検

市では、平成30年に発生した大阪府北部地震でのブロック塀倒壊による死亡事故を受け、平成30年度から令和3年度にかけて、県と合同で市内小・中学校のスクールゾーン沿道にあるブロック塀などの安全点検を実施しました。

点検の結果、構造基準に適合しないことが判明したブロック塀などについては、専門家への相談を促すなど所有者に対し注意喚起を行いました。

今後も県と合同による点検を継続し、所有者の危機管理意識の向上に努めます。



点検の実施状況

(2) ブロック塀等の撤去費用の助成

建築物の耐震化促進に加え、避難所への道路沿道に存するブロック塀などについても、地震時に倒壊して避難を妨げる恐れがあることから、その安全対策を強化する必要があります。

市は、倒壊の恐れがある危険なブロック塀などの撤去に対する支援策として、ブロック塀等撤去助成事業（避難所等の周辺で指定した区域に存する道路沿道のブロック塀などを対象）を実施します。

3 被災建築物の応急危険度判定実施体制の強化

大規模な地震災害が発生した場合、県や関係団体等と連携し、被災建築物の安全性を確認するための応急危険度判定を実施します。

なお、市では、令和3年に公益社団法人 福島県建築士会と「地震時における建築物等の被災情報収集に関する協定」を締結し、実施体制の強化を図りました。

今後は、地震災害発生時に備えた合同訓練の実施など、さらなる連携強化を図ります。

第5章 建築物の耐震化等に関するその他の取組

1 耐震改修促進法による指導の実施

市は、特定行政庁である福島県と連携し、耐震化に関する必要な指導などを行い、また、耐震改修促進法に基づき、建築物の利用者や周囲の建築物などの安全確保を図ることに努めます。

(1) 指示対象建築物

ア 指示対象建築物である旨の周知等

耐震改修促進法に定める指示対象建築物の所有者に対して、必要に応じて指示対象建築物である旨の周知を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の指導・助言を行います。

イ 指示対象建築物の指導・助言等の方法

(ア) 指導・助言

建築物の耐震化の必要性を説明したうえで、耐震診断等の実施を促すほか、耐震化に関する相談に応じる方法で行います。

(イ) 指示

指導・助言により耐震診断や耐震改修を促しても応じない場合には、具体的に実施すべき事項を示した指示書を所有者に交付します。なお、この指示は、指導・助言を経ずに行うことも可能としています。

(ロ) 公表

正当な理由がなく、耐震診断又は耐震改修の指示に従わないときに行います。

なお、指示対象建築物の所有者が支持を受けて直ちに指示の内容を実施しない場合であっても、耐震診断又は耐震改修の実施計画を策定し、計画的な耐震診断などが確実に行われる見込みがある場合については、その状況を考慮して判断します。

なお、この公表は、法に基づくものであること、市民に広く周知できること、対策に結び付くこと等を考慮し、市の広報誌やホームページへの掲載、窓口での閲覧などにより行います。

(2) 指導・助言対象建築物

ア 指導・助言対象建築物に対する指導等の方法

耐震改修促進法に定める指導・助言対象建築物（多数の者が利用する一定規模以上住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しない全ての建築物など）の所有者に対して、必要があると認められるときは、建築物の耐震化の必要性を説明のうえ耐震診断を促すなど、その実施に関し相談に応じる方法で行います。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

市は、耐震改修促進法の規定による公表を行った指示対象建築物で、建築物の所有者が耐震改修

などの必要な対策を行わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合においては、福島県と協力しながら建築基準法の規定に基づく報告を求めるとともに、必要な措置を講じます。

3 他所管行政庁との連携

市は、所管行政庁として指導や公表などを行う場合には、県内の他の行政庁との均衡を保つため、十分な調整と連携を行うこととします。

また、福島県が所管行政庁となる建築物にあっては、情報を共有するなどの連携を図りながら、耐震化の足進に取り組むこととします。

資料編

1 地震による建築物等の被害例

2 特定建築物

3 防災上重要建築物

4 須賀川市地域防災計画指定避難所等

1 地震による建築物等の被害例



天井落下の被害



屋根瓦の被害



外壁の崩落被害



ブロック塀の倒壊被害

2 特定建築物

(耐震改修促進法に基づく特定建築物の一覧表)

区分	用途	所有者の努力義務 (法第14条) 指導・助言対象 (法第15条第1項)	指導対象 (法第15条第2項)		
第14条第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上		
	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの				
	ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場			階数3以上かつ1,000㎡以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場（危険物の貯蔵場等を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署 その他これらに類する公益上必要な建築物					
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上			
第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上		
第14条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物	全ての建築物			

3 防災上重要建築物

(既存建築物総合防災対策推進計画要綱(福島県)平成7年12月改正)

構造体を中心とする 耐震安全性の分類		I類	II類	適用
目的別に安全性を 確保する分類		特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	
A類 防災拠点施設	連絡通信・活動指令等、防災拠点として諸機能の確保を必要とする施設	災害対策本部を設置する官公庁 ア 県庁舎 イ 県合同庁舎 ウ 市町村役場 エ 警察署 オ 消防署 カ 保健所 キ その他これに類する重要施設	災害対策本部の指揮・命令により活動する官公庁又は特定業務を行う施設 ア 県の出先庁舎 (県合同庁舎を除く) イ 市町村の分庁舎 ウ その他これに類する施設	
B類 避難施設	被災住宅の避難場所としての期待を担う特定施設	市町村地域防災計画に位置づけられている施設 ア 県立高等学校 イ 公立の小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立体育館	副次的に避難施設として役割を担う施設 ア 県立及び私立高等学校 イ 公立の小学校・中学校 ウ 公立の公民館・集会所 エ 公立の社会福祉施設等 オ その他これに類する施設	当該用途に供する面積が ¹ 300㎡未満の施設を除く
C類 緊急医療施設	緊急時の医療活動施設	緊急時等に医療活動の責務を有する施設 ア 県立病院	緊急時等に医療活動の責務を有する施設 ア 民間病院 イ 診療所 ウ その他これに類する施設	
D類 居住施設	居住者の安全性を確保すべき施設	居住者の安全確保に加え緊急時の仮住居対応施設 ア 県営住宅 イ 市町村営住宅	居住者の安全確保に加え緊急時の仮住居対応施設 ア 公舎 イ その他これに類する施設	

※ 非木造建築物を対象とする。

4 須賀川市地域防災計画指定避難所等

(1) 指定緊急避難場所（須賀川市地域防災計画 資料編8-1より）

地区	避難所名	避難所の位置
須賀川地区	須賀川市役所	八幡町 135
	市役所防災広場	八幡町 135
	市民交流センター t e t t e	中町 4-1
	第一小学校校庭	大黒町 100
	第二小学校校庭	弘法坦 151
	第三小学校校庭	朝日田 53
	阿武隈小学校校庭	古館 70
	第一中学校校庭	稲荷町 130
	第二中学校校庭	岩瀬森 46
	第三中学校校庭	朝日田 54
	須賀川創英館高等学校校庭	緑町 88
	須賀川支援学校校庭	芦田塚 13-5
	牡丹台野球場	牡丹園 19
	並木町運動場	並木町 139-1
	保健センター広場	諏訪町 67-1
	旭ヶ岡公園	稲荷町地内
	加治町公園	加治町地内
	長祿町公園	長祿町地内
	旭町公園	旭町 201-1
	和田池公園	朝日田地内
	南上町公園	桜岡地内
	妙見児童公園	妙見（翠ヶ丘公園内）
	博物館前広場	池上町 6（翠ヶ丘公園内）
	自由広場	池上町（翠ヶ丘公園内）
	愛宕山	愛宕山（翠ヶ丘公園内）
	ぼたん保育園広場	東作 15-1
	白鳩保育園広場	南町 170
大黒池防災公園	大黒池地内	
六軒団地防災広場	六軒 131-2	
浜田地区	前田川集会所広場	前田川字和尚作 17
	前田川扇町公園	前田川扇町地内
	東公民館広場	和田字柏崎 44
	うつみね保育園広場	浜尾字鹿島 156
西袋地区	米山寺公園	西川字坂の上地内
	西ノ内公園	坂の上町地内
	岡東公園	西川町地内
	横山公園	横山町地内
	西袋第一小学校校庭	日向町 115
	須賀川桐陽高等学校校庭	陣場町 128
すぎのここども園広場	北山寺町 8-1	

地区	避難所名	避難所の位置
西袋地区	福島学園運動場	森宿字中新田 128
	西袋中学校校庭	吉美根字土橋 680
	西袋第二小学校校庭	袋田字小田切 21
	西袋地域体育館駐車場	西川字金子田 15-11
	山寺池公園	北山寺町 340
稲田地区	稲田学園校庭	岩渕字岡谷地 1
	須賀川市墓地公園	稲字火越地内
	泉田総合スポーツ広場	泉田字新館 136
	保土原・古戸地区運動場	保土原字寺作田 184-1
	稲田地域体育館駐車場	岩渕字岡谷地 46
小塩江地区	小塩江小学校校庭	塩田字作田 1
	小塩江公民館広場	塩田字中丸木 85
	塩田区民館広場	塩田字飯塚 149
	小塩江地域体育館駐車場	小倉字一本柿 88
	東山ふれあいホーム	小倉字桐久保 19
仁井田地区	仁井田小学校校庭	仁井田字長者井戸 111-1
	仁井田中学校校庭	仁井田字北明石田 30
	仁井田公民館広場	仁井田字猿池 11
	一夜館公園	仁井田字一夜館地内
	柏城小学校校庭	滑川字東町 127
	清陵情報高等学校校庭	滑川字西町 179-6
	舘ヶ岡農村公園	舘ヶ岡字本郷 195
仁井田地域体育館駐車場	仁井田字大谷地 187	
大東地区	大東公民館広場	小作田字湯名塚 8-1
	小作田公園	小作田字谷地地内
	大東小学校校庭	雨田字芳ヶ平 72
	大東中学校校庭	雨田字芳ヶ平 62
	夢みなみ農協大東支店広場	大栗字池ノ久保 219
	大森小学校校庭	狸森字杉内 90
	大東小学校上小山田分校校庭	上小山田字小林 10
	大東地域体育館駐車場	小作田字湯名塚 7-3
長沼地区	長沼市民サービスセンター	長沼字金町 85
	長沼野球場	長沼字鹿之内入 2
	ながぬまラボ	長沼字鹿之内入 2
	長沼東部運動広場	木之崎字前田 134
	長沼小学校校庭	長沼字殿町 85
	長沼東小学校校庭	榊衝字下沖 58
	長沼中学校校庭	志茂字六角 5
	長沼幼稚園広場	長沼字殿町 2
	旧長沼高等学校校庭	長沼字子ッコ橋 58
	北町防災公園	長沼字北町地内
	滝防災公園	滝字本郷地内
	城影防災公園	長沼字城影地内

地区	避難所名	避難所の位置
岩瀬地区	岩瀬市民サービスセンター	柱田字中地前 22
	白方小学校校庭	今泉字梅田 181
	白江小学校校庭	大久保字室貫 26
	岩瀬中学校校庭	柱田字南谷地前 42
	白江こども園広場	大久保字室貫 26
	白方こども園広場	今泉字鼠内 100
	いわせグリーン球場	畑田荒池上 30-1
	いわせ運動広場	畑田荒池上 27-1
	あおば公園	北横田字石の花 124
大滝川公園	滝字八幡後 42-1	

※洪水・内水氾濫警戒時使用不可

地区	避難所名	避難所の位置
須賀川地区	市民スポーツ広場	中曽根 60
	ふれあいセンター広場	長祿町 79
	中宿公会堂広場	古屋敷 126-1
	塚田公園	塚田地内
	第二保育所広場	塚田 10
浜田地区	和田児童遊び場	和田字宿 23
	浜田地域体育館駐車場	浜尾字猫沼 90
西袋地区	西川中央公園	館取町地内
	新屋敷公園	新町地内
	堀底公園	堀底町地内
	川原公園	館取町地内
	丸田公園	丸田町地内
	影沼公園	大袋町地内
	須賀川アリーナ広場	牛袋町 5
	文化センター駐車場	牛袋町 11
大東地区	西館公園	小作田字西館 133-2

※崖崩れ、土石流及び地滑り警戒時使用不可

地区	避難所名	避難所の位置
須賀川地区	第三保育所広場	北上町 152
小塩江地区	小塩江中学校校庭	塩田字中丸木 85
	旧東山小学校校庭	小倉字桐久保 1

(2) 指定一般避難所(須賀川市地域防災計画 資料編8-2より)

地区	避難所名	避難所の位置
須賀川地区	第一小学校体育館	大黒町 100
	第二小学校体育館	弘法坦 151
	第三小学校体育館	朝日田 53
	阿武隈小学校体育館	古館 70
	第一中学校体育館	稲荷町 130
	第二中学校体育館	岩瀬森 46
	第三中学校体育館	朝日田 54
	須賀川創英館高等学校体育館	緑町 88
	須賀川支援学校体育館	芦田塚 13-5
	中央体育館	並木町 139-1
	武道館	上北町 1-5
	弘法坦会館	長祿町 54
	新栄町集会所	栄町 264
	上町集会所	南上町 12-1
	四丁目集会所	千日堂 11
八幡山集会所	八幡山 248-3	
浜田地区	前田川集会所	前田川字和尚作 17
	東公民館	和田字柏崎 44
西袋地区	西袋公民館	西の内町 125
	西川区民会館	西川町 31
	西袋第一小学校体育館	日向町 115
	西袋第二小学校体育館	袋田字小田切 21
	西袋中学校体育館	吉美根字土橋 680
	西袋地域体育館	西川字金子田 15-11
	須賀川桐陽高等学校体育館	陣場町 128
稲田地区	稲田学園第一体育館	岩渕字岡谷地 50
	稲田学園第二体育館	岩渕字岡谷地 1
	稲田公民館	岩渕字岡谷地 32-1
	稲田地域体育館	岩渕字岡谷地 46
	稲公民館	稲字中島 82
	泉田区民会館	泉田字竹の内 177-1
	岩渕公民館	岩渕字笹池 85-1
	保土原集会所	保土原字北屋敷 55-6
小塩江地区	小塩江小学校体育館	塩田字作田 1
	小塩江公民館	塩田字中丸木 85
	小塩江地域体育館	小倉字一本柿 88
	塩田区民館	塩田字飯塚 149-1
	堤区民会館	堤字四戸内 15-1
	あおばふれあい館	あおば町 135
仁井田地区	仁井田小学校体育館	仁井田字長者井戸 111-1
	仁井田中学校体育館	仁井田字北明石田 30

地区	避難所名	避難所の位置
仁井田地区	仁井田公民館	仁井田字猿池 11
	仁井田地域体育館	仁井田字大谷地 187
	柏城小学校体育館	滑川字東町 127
	清陵情報高等学校体育館	滑川字西町 179-6
	館ヶ岡公民館	館ヶ岡字本郷 86-1
大東地区	大東公民館	小作田字湯名塚 8-1
	大東地域体育館	小作田字湯名塚 7-3
	大東小学校体育館	雨田字芳ヶ平 72
	大東中学校体育館	雨田字芳ヶ平 62
	大森小学校体育館	狸森字杉内 90
	大東小学校上小山田分校校舎	上小山田字小林 10
長沼地区	長沼農村改善センター	長沼字鹿ノ内入 2-4
	長沼体育館	長沼字鹿之内入 2-3
	豊町集会所	長沼字背戸 38
	金町集会所	長沼字金町 11
	滝公会堂	滝字本郷 46
	志茂集落センター	志茂字新館 11-1
	小中集会所	小中字戸之内 1-1
	長沼東部コミュニティセンター	榎衝字上沖 128
	古館集会所	榎衝字古館 79-1
	北作集落センター	木之崎字舞田 53
	横田公会堂	横田字北代 25
	堀込集落センター	堀込字雉子田 42
	花の里集会所	花の里 163
	蓑輪北原集会場	木之崎字蓑輪北原 12-92
	信濃町集会所	長沼字信濃町 17
	長沼小学校体育館	長沼字殿町 85
	長沼中学校体育館	志茂字六角 5
	長沼東小学校体育館	榎衝字下沖 58
	旧長沼高等学校体育館	長沼字子ッコ橋 58
	岩瀬地区	岩瀬公民館
白方小学校体育館		今泉字梅田 181
白江小学校体育館		大久保字室貫 26
岩瀬中学校体育館		柱田字南谷地前 42
いわせ地域トレーニングセンター		畑田字荒池上 27
いわせ老人福祉センター		畑田字荒池上 23
妙見荘		守屋字仲道 35-1
むそう庵		今泉字町内 306
梅田プレスセンター		梅田字川原田 53-1
大和荘		大久保字北ノ内 290
白山荘		矢沢字明池 158
みどり荘		畑田字みどりが丘 1-81
石の花コミュニティセンター		北横田字石の花 125

※洪水・内水氾濫警戒時使用不可

地区	避難所名	避難所の位置
須賀川地区	市民スポーツ会館	中曽根 60
	ふれあいセンター	長祿町 79
	中宿公会堂	古屋敷 126-1
浜田地区	和田区民館	和田字宿 23
	浜田地域体育館	浜尾字猫沼 90
	浜尾公会堂	浜尾字館 49
西袋地区	須賀川アリーナ	牛袋町 5
	市民温泉	茶畑町 71
稲田地区	古戸集会所	保土原字古戸屋敷 258
小塩江地区	上江持区民館	江持字菰内 14-2
	下江持公会堂	江持字前田 54
仁井田地区	滑川公民館	滑川字西町 158-1
大東地区	小作田区民館	小作田字古町 74-2

※崖崩れ、土石流及び地滑り警戒時使用不可

地区	避難所名	避難所の位置
小塩江地区	小塩江中学校体育館	塩田字中丸木 85
	旧東山小学校体育館	小倉字桐久保 1

(3) 指定福祉避難所（須賀川市地域防災計画 資料編8-3より）

番号	地区	避難所名	避難所の位置
1	須賀川地区	保健センター	諏訪町 67-1
2	長沼地区	長沼保健センター	長沼字金町 85
3	岩瀬地区	いわせ保健センター	畑田字諏訪入 56